

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

扶養親族等申告書の提出および 国民年金育児免除制度についてのお知らせ

次回の年金相談は

3月4日(木)です

完全予約制となります
ので、希望の方は下
記役場窓口にて予約し
てください。

■扶養親族等申告書の提出について

公的年金について源泉徴収の対象となる方へ、令和9年分の「扶養親族等申告書」を9月より順次発送します。「扶養親族等申告書」は、令和9年2月以降に支払われる公的年金から源泉徴収される所得税について、各種控除などを受ける際に必要な申告書です。手元に届きましたら、同封の申告書作成の手引きを確認し、同封の返信用封筒（切手貼付）にて、記載されている期限までに日本年金機構へ提出してください。

各種控除に該当しない方（受給者本人が障害者・寡婦などに該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない方）は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

なお、源泉徴収の対象とならない方へは申告書は送付されませんので、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

■令和8年10月から国民年金育児免除制度が始まります

育児期間中の経済的な支援措置として、子を養育する**国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方）**について、子が**1歳になる誕生日の前月までの国民年金保険料の納付を免除**される制度が令和8年10月から始まります。

また、申請により納付が免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

【対象となる方】

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子（※）を養育する**国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象（第1号被保険者であれば、夫婦ともに対象）**です。

所得要件はありませんが、子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。

(1) 子と身分（親子）関係が継続していること

(2) 子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子（実子および養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子および養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

【国民年金保険料が免除される期間】

●令和8年10月1日以降に出産の場合（実母の場合）

産前産後免除制度期間（出産（予定）日が属する月の前月から4か月間、多胎であれば6か月間（以下「産前産後期間」と表記。）を有する実母の場合は、産前産後期間に引き続く9か月間（産前産後期間と合わせて最大13か月間）、国民年金保険料が免除されます。

（例）子の出産（予定）日が令和9年5月1日の場合、令和9年8月から令和10年4月の9か月間が育児免除期間に該当します。

●令和8年9月以前より前から子を養育しており、令和8年10月で1歳未満の場合（実母の場合）

産前産後期間に引き続く9か月間のうち、令和8年10月1日以降の月分の国民年金保険料が免除されます。

（例）子の出産日が令和8年1月1日の場合、令和8年10月から12月までの3か月間が育児免除期間に該当します。

※詳しい制度内容につきましては、函館年金事務所へお問い合わせください。

【申込先】八雲町役場住民生活課社会係、熊石総合支所住民サービス課戸籍保険係、落部支所
マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナアプリ（旧マイナポータル）からスマホで電子申請することも可能です。

【必要書類】マイナンバーカードもしくは基礎年金番号通知書・年金手帳・ねんきん定期便など基礎年金番号がわかるもの

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

ねんきんダイヤル ・ 請求手続きや届け出など

☎ 0570-05-1165

函館年金事務所 ・ 加入手続きや納入相談など（国民年金課）
・ 障害年金の請求手続きなど（お客様相談室）

☎ 0138-31-9086
※アナウンスに従いおかけください。

住民生活課社会係 ・ 年金相談の受付など（役場窓口）

☎ 0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください